参考資料４

○枚方市人権尊重のまちづくり条例

平成16年３月15日

条例第１号

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

また、個人として尊重され、基本的人権を享有することは、人類普遍の原理である。

この理念をまちづくりに生かし、あらゆる人権侵害を許さず、一人ひとりを大切にするまちを実現することは、私たちの願いである。

しかしながら、今日もなお、人種、民族、信条、性別、性的指向、性自認、障害、疾病、社会的身分等による人権侵害が存在している。

それらが複合的に絡み合うことにより、被害がさらに深刻なものになるとともに、情報化の進展や社会情勢の変化に伴い、人権に関する課題の複雑化及び多様化が進んでいる。

私たちは、人権意識の醸成に努め、一人ひとりがまちづくりの主体となってお互いを思いやる心豊かな住みよいまちを築いていかなければならない。

そこで、世界人権宣言及び日本国憲法の理念並びに本市の人権尊重都市宣言の趣旨にのっとり、私たち一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めていくため、ここに、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、人権尊重のまちづくりに関する市及び事業者の責務並びに市民の役割を明らかにするとともに、人権意識の醸成及び人権擁護に資する施策（以下「人権施策」という。）の推進に必要な事項を定めることにより、人権施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての人の人権が尊重されるまちづくりに寄与することを目的とする。

（市の責務）

第２条　市は、前条の目的を達成するため、人権尊重の視点をあらゆる施策に生かすよう努めるとともに、人権施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

２　市は、人権施策の推進に当たっては、国、大阪府、関係団体等との連携を図るとともに、必要な推進体制の充実に努めなければならない。

（事業者の責務）

第３条　事業者は、人権尊重の視点に立って事業活動を行うとともに、人権が尊重されるまちづくりを推進するよう努めなければならない。

（市民の役割）

第４条　市民は、互いの人権を尊重するとともに、自らがまちづくりの担い手として、人権が尊重されるまちづくりを推進するよう努めるものとする。

（人権侵害行為の禁止）

第５条　何人も差別的言動、いじめ、虐待、プライバシーの侵害その他あらゆる人権侵害行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）を行ってはならない。

２　市、事業者及び市民は、一体となって人権意識の醸成を図るとともに、人権侵害行為の防止に努めるものとする。

（基本計画）

第６条　市長は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権施策に関する基本理念並びに人権教育及び人権啓発の推進、人権相談及び支援体制の充実その他人権施策を効果的に推進するために必要な事項を定める基本的な計画を策定するものとする。

（審議会）

第７条　第１条の目的を達成するため、市長の附属機関として、枚方市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、市長の諮問に応じ、人権施策に関する重要事項について調査審議し、及び答申する。

３　審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

４　審議会は、委員20人以内で組織する。

５　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　学識経験のある者

（２）　人権関係団体等を代表する者

（３）　前２号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

６　審議会に専門的な事項について調査審議するため、必要に応じて部会を置くことができる。

７　前各項に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

附　則

〔略〕

附　則〔令和６年３月７日条例第５号〕

この条例は、公布の日から施行する。